

道路法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（抄）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	（抄）	14
○	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	（抄）	18
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）	（抄）	18
○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	（抄）	19
○	駐車場法（昭和三十二年法律第六号）	（抄）	19
○	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	（抄）	20
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	（抄）	20
○	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	（抄）	20
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	（抄）	21

道路法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）、又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）
十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所
十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合には、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課され

るべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定

にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている
 占用料の徴収方法により徴収するものとする。

別表（第十九条関係）

法第三十二	占用物件										単位	占用料				
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器		占用面積	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	一本につき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	一個につき一年	占用面積	一、七〇〇	七三〇	五一〇	四二〇	三八〇	
	三、五〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	一五〇	一五	一、五〇〇		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
	一、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、四〇〇	一、四〇〇	六五	七	六四〇		第二級地	第三級地	第四級地	第五級地		
	七九〇	七九〇	七三〇	四六〇	七三〇	一、〇〇〇	四六	五	四五〇		第三級地	第四級地	第五級地			
	六五〇	六五〇	八八〇	三八〇	六一〇	八三〇	三八	四	三七〇		第四級地	第五級地				
	五八〇	五八〇	七八〇	三四〇	五四〇	七四〇	三四	三	三三〇		第五級地					

		条第一項第一号に掲げる工作物							
ト ル 以 上 〇 ・ 一 メ ー	外 径 が 〇 ・ 〇 七 メ ー	外 径 が 〇 ・ 〇 七 メ ー ト ル 未 満 の もの	そ の 他 の もの	廣 告 塔	郵 便 差 出 箱 及 び 信 書 便 差 出 箱	電 話 所	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 す る もの 及 び 公 衆	地 下 に 設 け る 変 圧 器	一平方メ
									一平方メ
九二	六四		三、一〇〇	二五、〇〇〇	一、三〇〇		三、一〇〇	九二〇	
三九	二七		一、三〇〇	四、三〇〇	五五〇		一、三〇〇	三九〇	
二七	一九		九一〇	一、九〇〇	三八〇		九一〇	二七〇	
二三	一六		七六〇	九六〇	三二〇		七六〇	二三〇	
二〇	一四		六八〇	六七〇	二八〇		六八〇	二〇〇	

法第三十二
条第一項第
二号に掲げ
る物件

外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上
一四〇	一八〇	二八〇	三七〇	六四〇	九二〇	一、八〇〇
五九	七八	一二〇	一六〇	二七〇	三九〇	七八〇
四一	五五	八二	一一〇	一九〇	二七〇	五五〇
三四	四五	六八	九一	一六〇	二三〇	四五〇
三〇	四一	六一	八一	一四〇	二〇〇	四一〇

長さ一メートルにつき一年

法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設		上のもの															
柱 類	示 柱 そ の 他 の	を 表 示 す る 標	は 交 通 の 状 況	道 路 の 構 造 又	線 類	自 動 運 行 の 他 の	自 動 運 行 装 置 に よ る	検 知 の 対 象 と し て 設 置 す る	対 象 と し て 設 置 す る	他 の も の	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る	法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る	法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る	法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る	法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る	
					線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類	線 類

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設		法第三十二条第一項第五号に掲げる施設		その他		その他		その他	
				もの	もの	もの	もの	もの	もの
上空に設ける通路	地下街及び地下室			階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設けるもの	地下に設けるもの	その他に設けるもの	上空に設けるもの
	階数が二のもの	階数が三以上のもの	階数が三以上のもの						
		占用面積		占用面積		占用面積		占用面積	
		一平方メートルにつき一年		一平方メートルにつき一年		一平方メートルにつき一年		一平方メートルにつき一年	
一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇					
一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇					

標識	看板（ア） 一チであ るものを 除く。）		その他のもの	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	地下に設ける通路 その他のもの
	一時的 に設け るもの	その他 のもの			
き一年 一本につ	表示面積 一平方メ ートルに つき一年	表示面積 一平方メ ートルに つき一月	表示面積 一平方メ ートルに つき一月	占用面積 一平方メ ートルに つき一日	占用面積 一平方メ ートルに つき一日
二、 四〇〇	二五、 〇〇〇	二、 五〇〇	二、 五〇〇	二五〇	七、 六〇〇 三、 一〇〇
一、 〇〇〇	四、 三〇〇	四三〇	四三〇	四三	一、 三〇〇 一、 三〇〇
七三〇	一、 九〇〇	一九〇	一九〇	一九	五六〇 九一〇
六一〇	九六〇	九六	九六	一〇	二九〇 七六〇
五四〇	六七〇	六七	六七	七	二〇〇 六八〇

第七條第一
号に掲げる
物件

幕（第七 条第四号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。）		旗ざお			
その他	その面積	祭礼、 縁日そ 他のの 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	祭礼、 縁日そ 他のの 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	祭礼、 縁日そ 他のの 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	祭礼、 縁日そ 他のの 催しに 際し、 一時的 に設け るもの
二、五〇〇		二五〇	二、五〇〇	二五〇	
四三〇		四三	四三〇	四三	
一九〇		一九	一九〇	一九	
九六		一〇	九六	一〇	
六七		七	六七	七	

	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるも	第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	料	第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材	第七号第三号に掲げる施設	第七号第二号に掲げる工作物	アーチ		のもの
							車道を横断するもの	その他のもの	
		つき一月	トールにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月		トールにつき一月
	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	三一〇		二、五〇〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	三、一〇〇	一三、〇〇〇	二五、〇〇〇	
	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	一三〇		四三〇		一、三〇〇	二、一〇〇	四、三〇〇	
	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	九一		一九〇		九一〇	九三〇	一、九〇〇	
	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	七六		九六		七六〇	四八〇	九六〇	
	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	六八		六七		六八〇	三三〇	六七〇	

第七條第九 号に掲げる 施設	第七條第十 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	建築物	その他のもの	その他のもの	の	上空に設けるもの	階数が 一のも の	階数が 二のも の	階数が 上の地下 を除外。 に設け るもの	その他のもの	第七條第八 号に掲げる 施設
						階数が 三以上 のもの					

占用面積
一平方メ
ートルに
つき一年

Aに○・○二を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額
Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一三を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額	Aに○・○〇一六を乗じて得た額

第七條第十 一号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下 に設けるもの	Aに〇・〇一一 を乗じて得た額	Aに〇・〇一四 を乗じて得た額	Aに〇・〇一六 を乗じて得た額	Aに〇・〇一九 を乗じて得た額	Aに〇・〇二三 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
第七條第十二号に掲げる器具	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
第七條第十 三号に掲げ る施設	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路（ 高架のものに限る。 ）の路面下に設ける もの	Aに〇・〇一一 を乗じて得た額	Aに〇・〇一四 を乗じて得た額	Aに〇・〇一六 を乗じて得た額	Aに〇・〇一九 を乗じて得た額	Aに〇・〇二三 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
第七條第十四号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
備考	<p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を</p>					

含む。以下同じ。)の区域をいう。

ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)(抄)

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 3 6 （略）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申

請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの

五 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

六 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は

物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一 道路等（軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。）

二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条（略）

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3～7（略）

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（公営企業の経営）

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九（略）

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(三)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもの（（以下略））。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三十三（略）

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合には、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

238（略）

○ 道路運送車両法（昭和二十六法律第百八十五号）（抄）

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

○ 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）

（助成措置）

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 (略)

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 一の四 (略)

三 高度地区又は高度利用地区

四 一の二 (略)

五 防火地域又は準防火地域

五の二 一の六 (略)

2 一の四 (略)

○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一の五 (略)

六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。

七 一の三 (略)

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（抄）

（占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可）

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。

一 占用することができる電線共同溝の部分

二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量

三 電線共同溝を占用することができる期間

(占有予定者であった者以外の者による電線共同溝の占有の許可)

第十一条 前条の規定による許可を受けた者以外の者であっても、電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占有することができる。

2・3 (略)

(電線共同溝の占有に係る変更の許可)

第十二条 道路管理者は、第十条又は前条第一項の規定による許可(この項の規定による変更の許可を含む。)を受けた者から申請があつた場合においては、第十条各号に掲げる事項の変更の許可をすることができる。

2 (略)

(国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例)

第二十一条 国の行う電線共同溝の占有又は占有に係る権利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立することをもって、第十条、第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可又は第十五条第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

○ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号) (抄)

第三十六条の三 都市再生特別地区の区域のうち前条第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内の道路(次項において「特定都市道路」という。)については、建築基準法第四十三条第一項第二号に掲げる道路とみなして、同法の規定を適用する。

2 (略)